

## 二級建築士の免許取り消しについて

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により、二級建築士の免許を  
取消したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 19 日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 免許の取消しをした年月日  
令和 6 年 4 月 18 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号  
中川 紗季 二級建築士 岐阜県知事登録第 11205 号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第 8 条の 2 の規定による届出があったため。